自動車による営業を行う事業者・関係者の皆様へ

# 令和8年6月1日以降、三重県内の自動車による営業（キッチンカー等）の営業区域が変わります

これまで、三重県内全域で飲食店営業等を自動車により行う場合は、県保健所及び四日市市保健所でそれぞれ営業許可を取得する必要がありました。

この度、三重県と四日市市で協議し、令和8年6月1日以降は、県保健所又は四日市市保健所のどちらか一方で取得した営業許可により、県内全域で営業が可能となります。

## 対象

食品衛生法改正後の基準に基づき、**令和3年6月1日以降**に、
県保健所又は四日市市保健所で取得した以下の営業（自動車による営業に限る）

① 飲食店営業　② 魚介類販売業　③ 食肉処理業

## 営業許可申請手続きについて

### 現在すでに許可を取得している方

令和8年6月1日以降、お持ちの許可で本制度が適用されます。

**三重県及び四日市市双方の許可をお持ちの方：**

- 次回更新時に、お持ちの許可のうち、自動車の保管場所がある方の許可のみを更新して下さい。
- 自動車の保管場所が県外の場合は、お持ちの許可のうち、主な営業場所がある方の許可のみを更新して下さい。

**三重県又は四日市市いずれかの許可をお持ちの方：**

- 次回更新時は、お持ちの許可を取得した保健所にご相談いただき手続きして下さい。

その他、上記に該当しない場合など、今後の手続きについてご不明な点がございましたら、お持ちの自動車を許可した保健所にご相談下さい。

### 令和8年6月1日以降に許可を取得する方

自動車の保管場所によって、申請先が異なります。

| | |
|---|---|
| 自動車の保管場所が県内 | 保管場所を管轄する保健所に申請して下さい。 |
| 自動車の保管場所が県外 | 県内の主な営業場所を管轄する保健所に申請して下さい。 |

三重県医療保健部食品安全課・四日市市保健所

## Q&A

Q 令和8年5月31日までに自動車営業を始めたい場合はどうしたらよいですか？

A 営業したい区域の営業許可（県保健所又は四日市市保健所、又は両方）が必要となります。

Q 現在、すでに県内の保健所で取得した飲食店営業（自動車）の許可証を持っていますが、令和8年6月1日以降この制度の対象となるには、何か手続きが必要ですか？

A 特に手続きは必要ありません。また、許可証の書き換え等も不要です。
令和3年6月1日以降に、県保健所又は四日市市保健所で取得した許可があれば、令和8年6月1日以降は、三重県内全域で営業が可能です。

Q 令和8年6月1日以降は、許可を取得した保健所とは異なる保健所で更新手続きができますか？

A 更新手続きは、許可を取得した保健所でしかできません。その他、変更届や廃業届等の手続きについても同様です。

Q 営業届出業種は本制度の対象となりますか？

A 営業届出業種の方は対象にはなりません。

Q 施設基準や手続きに必要な書類を教えてもらえますか？

A 手続きをしようとする保健所にご相談下さい。

Q 露店営業は本制度の対象となりますか？

A 露店営業の方は対象にはなりません。

## お問い合わせ先

| 担当課 | 所在地 | 管轄 | 電話（上段）<br>FAX（下段） |
|---|---|---|---|
| 桑名保健所<br>衛生指導課 | 〒511-8567<br>桑名市中央町5-71 | 桑名市、いなべ市、<br>桑名郡、員弁郡、三重郡 | 0594-24-3623<br>0594-24-3692 |
| 鈴鹿保健所<br>衛生指導課 | 〒513-0809<br>鈴鹿市西条5-117 | 鈴鹿市、亀山市 | 059-382-8674<br>059-382-7958 |
| 津保健所<br>衛生指導課 | 〒514-0003<br>津市桜橋3-446-34 | 津市 | 059-223-5112<br>059-223-5119 |
| 伊賀保健所<br>衛生指導課 | 〒518-0823<br>伊賀市四十九町2802 | 伊賀市、名張市 | 0595-24-8080<br>0595-24-8085 |
| 松阪保健所<br>衛生指導課 | 〒515-0011<br>松阪市高町138 | 松阪市、多気郡 | 0598-50-0529<br>0598-50-0621 |
| 伊勢保健所<br>衛生指導課 | 〒516-8566<br>伊勢市勢田町628-2 | 伊勢市、度会郡 | 0596-27-5151<br>0596-27-5253 |
| 伊勢保健所<br>衛生指導課<br>志摩市駐在 | 〒517-0501<br>志摩市阿児町<br>鵜方3098-9 | 鳥羽市、志摩市 | 0599-43-5111<br>0599-43-5115 |
| 尾鷲保健所<br>衛生指導課 | 〒519-3695<br>尾鷲市坂場西町1-1 | 尾鷲市、北牟婁郡 | 0597-23-3461<br>0597-23-3449 |
| 熊野保健所<br>衛生指導課 | 〒519-4393<br>熊野市井戸町383 | 熊野市、南牟婁郡 | 0597-85-2159<br>0597-85-3914 |
| 四日市市保健所<br>衛生指導課 | 〒510-0085<br>四日市市諏訪町2-2 | 四日市市 | 059-352-0592<br>059-351-3304 |